

別紙 認定の要件

※ゴシック部分は市の上乗せ・独自基準

項 目		国の基準 (参酌すべき基準)	柏市の基準 (案)
職員配置	保育従事者の数	○ 0歳児 3:1, 1~2歳児 6:1, 3歳児 20:1, 4~5歳児 30:1 ○ 常時2人以上	○ 国基準どおり
	学級の編制	○ 満3歳以上の子どもは、幼稚園と同様に1日4時間程度利用するもの(教育時間相当利用児)及び保育所と同様に1日8時間程度利用するもの(教育及び保育時間相当利用児)に共通の4時間程度(共通利用時間)について、学級を編制する。 ○ 各学級ごとに少なくとも1人の職員(学級担任)に担当させなければならない。 ○ 1学級の子ども数は、35人以下を原則とする。	○ 国基準どおり ただし、3歳児の1学級の子ども数は30人以下とする。 ※ 千葉県条例及び本市の幼保連携型認定こども園と同じ。
	その他の職員	規定なし	○ 調理員 ただし、調理業務の全部を委託又は外部搬入する場合は不要。 ※ 本市の保育所及び幼保連携型認定こども園と同じ。
職員資格	0~2歳児	○ 保育士の資格を有する者でなければならない。	○ 国基準どおり
	3~5歳児	○ 幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者が望ましい(いずれかを有する者でも可)。	○ 幼稚園教諭免許状及び保育士資格を併有する者 ただし、やむを得ない場合はいずれかを有する者。 ※ 千葉県条例と同じ。
	学級担任	○ 幼稚園の教員免許状を有する者。 ただし、保育所型又は地方裁量型で困難なときは、保育士資格を有する者で意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者を、幼稚園の教員免許状取得に向けた努力を行っている場合に限り認める。	○ 国基準どおり

項目		国の基準（参酌すべき基準）	柏市の基準（案）
職員資格	教育及び保育時間相当利用児の保育従事者	○ 保育士の資格を有する者。 ただし、幼稚園型又は地方裁量型で困難なときは、幼稚園の教員免許状を有する者で意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者を、保育士資格取得に向けた努力を行っている場合に限り認める。	○ 国基準どおり
	認定こども園の長	○ 教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。	○ 国基準どおり
施設設備	認定こども園法第3条第3項の幼稚園及び保育機能施設の建物及び附属設備	○ 同一又は隣接する敷地内にあることが望ましいが、同一又は隣接する敷地内でない場合は次の要件を満たさなければならない。 1 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。 2 子どもの移動時の安全が確保されていること。	○ 同一又は隣接する敷地内にあること ただし、困難と認められる場合で国の要件を満たすときはこの限りでない。 ※ 千葉県条例と同じ。
	園舎の面積	○ 1学級 180㎡ 2学級以上 $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ ただし、既存施設が保育所型又は地方裁量型の認定を受ける場合で保育室又は遊戯室（2歳未満の保育を行う場合は加えて乳児室又はほふく室）の面積基準を満たすときはこの限りでない。 ※ 3歳未満の保育を行う場合は、3歳未満の保育室等を除く園舎の面積。	○ 国基準どおり
	備えるべき設備	○ 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室 ○ 乳児室又はほふく室（満2歳未満の保育を行う場合）	○ 乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、屋外遊戯場、調理室、職員室、保健室、便所（全類型） ○ 飲料水用・手洗用・足洗用設備（幼稚園型） ただし、特別な事情があるときは保育室と遊戯室、職員室と保健室の兼用可（保育室の設置は遊戯室に優先、3歳以上の保育室の数は学級の数を下ってはならない）。 ※ 本市の保育所及び幼保連携型認定こども園と同じ。

項 目		国の基準 (参酌すべき基準)	柏市の基準 (案)
施設設備	保育室等の面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育室又は遊戯室 1.98 m<sup>2</sup>/人以上 (2歳以上児) ただし、3歳以上児について、既存施設が幼稚園型又は地方裁量型の認定を受ける場合で園舎面積(3歳未満児の保育を行う場合はその面積を除く)が基準を満たすときはこの限りでない。</li> <li>○ 乳児室 1.65 m<sup>2</sup>/人以上 (2歳未満児)</li> <li>ほふく室 3.3 m<sup>2</sup>/人以上 (2歳未満児)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国基準どおり</li> <li>ただし、乳児室の面積基準は3.3 m<sup>2</sup>/人以上とする。</li> <li>※ 千葉県条例並びに本市の保育所及び幼保連携型認定こども園と同じ。</li> </ul>
	屋外遊戯場の面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の基準を満たさなければならない。</li> <li>ただし、既存施設が保育所型又は地方裁量型の認定を受ける場合で1の基準を満たすときは2の基準を満たすことを要しない。また、既存施設が幼稚園型又は地方裁量型の認定を受ける場合で2の基準を満たすときは1の基準を満たすことを要しない。</li> <li>1 2歳以上児 3.3 m<sup>2</sup>/人以上</li> <li>2 2歳児 3.3 m<sup>2</sup>/人以上+</li> <li>2学級以下 330+30×(学級数-1)</li> <li>3学級以上 400+80×(学級数-3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国基準どおり</li> </ul>
	保育所型又は地方裁量型の屋外遊戯場の代替場所及び要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋外遊戯場を次の要件を満たす付近の適当な場所に代えることができる。</li> <li>1 子どもが安全に利用できる場所であること。</li> <li>2 利用時間を日常的に確保できる場所であること。</li> <li>3 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。</li> <li>4 屋外遊戯場の面積基準を満たす場所であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国基準どおり</li> </ul>

項 目		国の基準（参酌すべき基準）	柏市の基準（案）
施設設備	食事の提供	<p>○ 自園調理。 ただし、3歳以上児については、次の要件を満たす場合に限り園外で調理し搬入することができる（加熱、保存等の調理機能設備を備えること）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得る体制及び調理業務委託契約の内容が確保されていること。</li> <li>2 当該認定こども園又は市町村等の栄養士により献立等について指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</li> <li>3 受託業者について、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</li> <li>4 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</li> <li>5 子どもの発育及び発達の過程に応じた食育計画に基づき食事を提供するよう努めること。</li> </ol>	○ 国基準どおり
	幼稚園型認定こども園の食事の提供	○ 食事を提供する子どもの数が20人に満たない場合は、調理室を備えないことができる（自園調理のために必要な調理設備を備えること）。	○ 国基準どおり

項 目		国の基準 (参酌すべき基準)	柏市の基準 (案)
教育及び保育の内容	一 教育及び保育の基本及び目標	<p>○ 認定こども園法第 6 条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づかなければならない。</p> <p>また、子どもの 1 日の生活リズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。 など</p>	○ 国基準どおり
	二 認定こども園として配慮すべき事項		
	三 教育及び保育の計画並びに指導計画		
	四 環境の構成		
	五 日々の教育及び保育の指導における留意点		
	六 小学校教育との連携		
保育者の資質向上等	資質向上等における留意点	<p>○ 次に掲げる点に留意して子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自ら資質向上に努めることが重要であること。</li> <li>2 日々の指導計画の作成や教材準備、研修等に必要な時間について、様々な工夫を行うこと。</li> <li>3 幼稚園教諭と保育士の相互理解を図ること。</li> <li>4 教育及び保育に加え、子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、内外の研修の幅を広げること。</li> <li>5 認定こども園の長について、多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材・資源を活用する調整能力を向上させること。</li> </ol>	○ 国基準どおり

項 目		国の基準 (参酌すべき基準)	柏市の基準 (案)
子育て支援	子育て支援事業の実施における留意点	<p>○ 認定こども園における子育て支援事業は、次に掲げる点に留意して実施されなければならない。</p> <p>1 保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。 また、地域の子育て世帯に働きかけていくような取組も有意義であること。</p> <p>2 例えば子育て相談や親子の集う場を週 3 日以上開設する等、保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。</p> <p>3 研修等により必要な能力を涵養専門性と資質を向上させるとともに、地域の人材や社会資源を活かしていくこと。</p>	○ 国基準どおり
管理運営等	一体的な管理運営	○ 1 人の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。	○ 国基準どおり
	教育及び保育の時間	○ 1 日につき 8 時間を原則とする。	○ 国基準どおり
	開園日数及び開園時間	○ 教育及び保育を適切に提供できるよう、地域の実情に応じて定めなければならない。	○ 国基準どおり
	情報開示	○ 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。	○ 国基準どおり
	公正な選考	○ 特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、選考を公正に行わなければならない。 また、地方公共団体との連携を図り、子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。	○ 国基準どおり
	安全体制の確保	○ 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。	○ 国基準どおり

項目		国の基準（参酌すべき基準）	柏市の基準（案）
管理運営等	事故等が発生した場合の補償	○ 事故等が発生した場合の補償を円滑に行えるよう、適切な保険や共済制度への加入を通じて補償の体制を整えなければならない。	○ 国基準どおり
	自己評価，外部評価	○ 自己評価，外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い，その結果の公表等を通じて質の向上に努めなければならない。	○ 国基準どおり
	表示	○ 建物又は敷地の見やすい場所に，認定こども園である旨の表示をしなければならない。	○ 国基準どおり
経過措置	職員配置	○ 認定こども園法の施行日から起算して 5 年間は，施行日の前日において現に存する施設の職員配置は，なお従前の例によることができる。	○ 国基準どおり
	現に存する認定こども園の設備	規定なし	○ 当分の間，なお従前の例によることができる。
職員資格の特例	配置基準上置かなければならない職員の数	○ 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において，配置基準上置かなければならない職員の数が 1 人となる場合，当分の間，置くものとされる職員のうち 1 人は都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有する者と認める者にすることができる。	○ 国基準どおり
	保育士の資格を有する者	○ 当分の間，幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。	○ 国基準どおり
	幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	○ 当分の間，小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる（補助者を除き，教育課程に基づく教育に従事してはならない）。	○ 国基準どおり

項目		国の基準（全て参酌すべき基準）	柏市の基準（案）
職員資格の特例	1日につき8時間を超えて開所する認定こども園	○ 開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合に置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いた数の範囲内で、都道府県知事が同等の知識経験を有すると認める者をもって代えることができる（補助者を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない）。	○ 国基準どおり
	上記3欄の場合において代えることができる職員の数	○ 代える者の総数は、置くものとされる職員の数の1/3を超えてはならない。	○ 国基準どおり
その他	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の準用	規定なし	○ 人権の尊重，平等取扱原則，虐待の禁止，秘密保持，苦情対応，保育室等を2階以上に設ける場合の要件等 ※ 本市の保育所及び幼保連携型認定こども園と同じ。